

保 高 発 0303 第 1 号
平成 28 年 3 月 3 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

平成28年度以降における老人医療費等の取扱いについて

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の改正により、老人医療費（※）のうち平成 28 年度以降に請求されるものについては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担する療養の給付に要する費用とみなすこととされている。

今般、平成 28 年度以降における老人医療費等（老人医療費及び第 1 の 3 に規定する返還金等をいう。以下同じ。）の取扱いについて、下記の通りお示しするので、その内容を御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。また、都道府県におかれては、貴管下市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対して周知いただきたい。

※ 平成 18 年改正法附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号。以下「旧老健法」という。）の規定により行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等に要する費用をいう。

記

第 1 平成 28 年度以降における老人医療費等の取扱いについて

1 月遅れレセプトの取扱いについて

平成 28 年度以降に請求される月遅れレセプト（平成 19 年度以前に診察があった、旧老健法の規定による医療に係るレセプトのうち、平成 20 年 4 月以降に請求されるものをいう。以下同じ。）については、旧老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する広域連合において、当該広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして高齢者の

医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）の規定に基づき処理すること。

なお、これに伴い、都道府県において社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）支部との間で締結している、旧老健法の規定による老人医療費の審査支払事務に係る委託契約については、平成 27 年度分までをもって解約して差し支えない。具体的な解約手続きについては、後日、支払基金支部から都道府県宛てに改めて連絡を行う予定である。

2 再審査を行った又は係争中の月遅れレセプトの取扱いについて

市町村の中には、支払基金又は連合会において平成 27 年度以前に再審査を行い、同年度末時点で費用が未決定である月遅れレセプトや、同年度末時点で係争中である月遅れレセプトを有している市町村がある場合もある。このような平成 28 年度以降に費用が決定する月遅れレセプトについては、同年度以降、当該月遅れレセプトを有する市町村が加入する広域連合において、当該広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして高確法の規定に基づき処理すること。

また、広域連合においては、構成市町村が平成 28 年度以後に費用が決定する月遅れレセプトを有している場合には、当該月遅れレセプトを円滑に引き継ぐこと。

3 返還金等の取扱いについて

老人医療費に係る医療機関等からの返還金及び損害保険会社等からの第三者納付金（平成 27 年度以前に発生したものを含む。以下「返還金等」という。）のうち、平成 27 年度末時点で市町村において調定を立てていない分については、平成 28 年度以降、当該市町村が加入する広域連合において、当該広域連合が負担する療養の給付に要する費用に係る返還金又は第三者納付金とみなして高確法の規定に基づき処理すること。

また、広域連合においては、構成市町村が平成 27 年度末時点において未調定の返還金等を有している場合には、当該返還金等を円滑に引き継ぐこと。

第 2 国庫負担金の取扱い等について

第 1 の取扱いに伴い、平成 28 年度以降に発生した老人医療費等に係る国庫負担金については、後期高齢者支援金に係る国庫負担金に含めることとするため、当該負担金の額は、後期高齢者医療制度に基づく算定方法により算出すること。

また、平成 27 年度中に市町村において調定を立てた返還金等については、

市町村から都道府県を通じて保険局高齢者医療課宛てに平成 28 年 6 月末までに報告するとともに、返還金等に係る国庫負担金の返還についても、市町村から都道府県を通じて国庫への返還を行うこと。なお、具体的な報告様式等については改めて連絡を行う予定である。

第 3 報告様式の作成要領等の取扱いについて

1 納付対象額通知等の作成要領について

広域連合においては、支払基金宛てに後期高齢者保険納付対象額等を報告（納付対象額等通知）するとともに、厚生労働省保険局調査課宛てに療養の給付の状況等を報告（後期高齢者医療毎月事業状況報告書（事業月報）及び後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報））しているところであるが、平成 28 年度以降におけるこれらの報告については、後期高齢者医療費に加え、報告対象年度において請求のあった老人医療費等も合算して報告すること。なお、具体的な記載要領については追って示す予定である。

また、上記報告に加え、平成 28 年度からは新たに、毎年度において請求のあった老人医療費等について、保険局高齢者医療課宛てに報告を求めることとする。具体的な作成様式等については、追って示す予定である。

2 保険者別医療費通知業務の取扱いについて

平成 28 年度以降に請求される老人医療費等は広域連合が負担する療養の給付とみなされることから、「保険者別医療費通知の実施について」（昭和 58 年 1 月 24 日付け衛老計第 5 号厚生省公衆衛生局老人保健部計画課長通知）は、平成 27 年度までに請求された月遅れレセプトについて適用されることとなる。

都道府県において支払基金支部との間で締結している、旧老健法の規定による老人医療費等の保険者別医療費通知事務に係る委託契約については、平成 27 年度分までをもって解約して差し支えない。具体的な解約手続きについては、後日、支払基金支部から都道府県宛てに改めて連絡を行う予定である。

(別紙)

年度別月遅れレセプト件数及び医療費交付金確定状況

	月遅れレセプト 件数	老健交付金 交付額	老健拠出金 返還額
平成 20 年度分	約 3,200 万件	約 5,248 億円	約 58 億円
平成 21 年度分	約3万2,000 件	約 16 億円	約 33 億円
平成 22 年度分	約1万 4,000 件	約 4 億円	約 13 億円
平成 23 年度分	620 件	約 1,380 万円	約 8 億円
平成 24 年度分	2件	144,037 円	約 6 億円
平成 25 年度分	4件	23,000 円	約 8 億円
平成 26 年度分	0件	26,182 円	約 4 億円

※ 老健交付金交付額は、平成 20 年度確定分の修正交付分を含むため、月遅れレセプト件数とは必ずしも対応しない。

※ 平成 26 年度分の交付金額は、前年度報告の修正分。